


所管部課	学校教育部学校教育課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市奨学資金貸付条例を廃止する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市奨学資金貸付基金条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>市の奨学資金の貸付けについては、貸付条件や金額等が有利な東京都の奨学資金制度の周知徹底を図りながら、本制度の廃止を視野に入れた検討を行ってきた。</p> <p>ここで、2年連続して市制度の利用希望者がなかったこと、平成27年度末で現在の利用者への最終貸付が終了することから、貸付業務を終了し、同条例を廃止する。</p> <p>(1) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(2) 経過措置 償還に関する必要な経過措置を定める。</p> <p>(3) 影響及び効果 貸付については、引き続き東京都の制度の周知徹底を図り、償還については、平成28年4月以降は、一般会計に繰り入れるため、影響はない。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年10月 8日 行政評価推進会議において、奨学資金貸付事業の最終評価を審議。</p> <p>平成27年10月16日 教育委員懇談会において、奨学資金貸付事業の「廃止」の方向性を説明。</p> <p>平成27年10月19日 行政評価推進会議からの報告を受け、奨学資金貸付事業の最終評価を市長が了承。</p> <p>平成27年10月30日 教育委員会定例会において、「条例廃止に係る意見の申出」議決。</p> <p>・ 条例の案文は、文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成27年第4回市議会定例会に議案として提案したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。